

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ基準(有害項目)

有害物質の種類	当初制定年月日		カドミウム及びその化合物	シアノ化合物	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
許容限度	S45.12.25		1リットルにつきカドミウム0.1mg	1リットルにつきシアノ1mg	1リットルにつき1mg	1リットルにつき鉛0.1mg	1リットルにつき六価クロム0.5mg	1リットルにつき砒素0.1mg	1リットルにつき水銀0.005mg
北海道	S48.4.1		0.01～0.06	検出されないこと～0.06	検出されないこと		0.05	0.05	0.0005
青森県	S48.3.31								
岩手県	S48.3.30								
宮城県	S47.12.23								
秋田県	S46.10.1	第1種水域(河川・湖沼・海域)	0.05	0.1	0.5	0.2			
		第2種水域(河川・海域)	0.05	0.1	0.5	0.2			
		第3種水域(河川・海域)	-	0.1	-	-			
山形県	S45.7.11								
福島県	S50.3.17	特別排水規制水域又は地下水水質保全特別区域	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.01	0.0005
		A水域		0.5			0.2		
		B水域	(0.05)	0.5			0.2		
		C水域		0.5			0.2		
		D水域	0.05(0.05)	0.5			0.2		
		E水域		0.5			0.2		
		F水域		0.5			0.2		
茨城県	H17.3.24	県央地先水域		0.5					
		常磐地先水域		0.5					
		県北水域	0.05						
		久慈川水域		0.5					
		那珂川水域		検出されないこと～0.05					
		涸沼水域		0.5					
栃木県	S47.3.28	霞ヶ浦及び北浦水域	0.01	検出されないこと	検出されないこと		0.05	0.05	0.0005
群馬県	S47.3.21								
埼玉県	S46.10.15								
千葉県	S50.12.25		0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.1	0.05	0.05	0.0005
東京都	H12.12.22	水道水源水域	0.01～0.1	検出されないこと～1	検出されないこと～1	0.01～0.1	0.05～0.5	0.01～0.1	0.0005～0.005
		一般水域A、一般水域B、島しょ及びその海域	0.1	1	1	1	0.5	0.1	0.005
神奈川県	S46.10.15	水質保全湖沼等	新設以外	検出されないこと	0.5	検出されないこと	0.05	0.05	0.01
		水質保全湖沼等以外の水域	新設	検出されないこと		検出されないこと	0.05	0.05	0.01
		新設以外	0.05	0.5	0.2				
		乙水域及び海域	新設		0.2				
		新設以外			0.2				
新潟県	S46.10.25								
富山県	S46.10.1		0.01～0.05	0.1～0.5				0.05	
石川県	-								
福井県	S47.6.30								
山梨県	S50.7.12		検出されないこと。	0.1	検出されないこと。		0.05	0.05	
長野県	S48.3.30		0.05	0.5			0.3		0.003
岐阜県	S46.12.28	神通川(宮川)水域	0.05						
静岡県	S47.7.11	浜名湖水域	0.02	0.2	0.1		0.1	0.001	
愛知県	S47.3.29	木曽川水域				0.5			
		名古屋港・庄内川等水域		0.5					
三重県	S48.3.31								
滋賀県	S47.12.21		0.01	0.1	検出されないこと		0.05	0.05	
京都府	S50.10.18		0.05～0.08	0.5～0.8	0.5～0.8		0.25～0.4		
大阪府	S49.3.31	水道水源地域		0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.01	0.05	0.01
		水道水源地域以外の区域							0.0005
兵庫県	S48.3.31		既設	0.05	0.7	0.7	0.35	0.35	
		その他	0.03	0.3	0.3	0.1	0.1	0.05	
奈良県	H2.3.30		0.01	検出されないこと	検出されないこと		0.05	0.05	検出されないこと
和歌山県	S47.7.14		0.05	0.5	0.5		0.25		
鳥取県	S48.10.16								
島根県	S48.10.16								
岡山県	S46.12.21			0.5					
広島県	S46.12.24								
山口県	S47.3.31								
徳島県	H17.3.30								
香川県	S46.3.20								
愛媛県	S44.10.11								
高知県									
福岡県	S48.3.31	洞海湾・響灘		0.5					
佐賀県	S48.3.30								
長崎県	S47.12.23	佐須川、椎根川及び仁田の内川	0.01			0.1		0.1	
熊本県	S47.12.27		0.01	0.1	0.1	0.05	0.05	0.01	0.0005
大分県	S47.12.25								
宮崎県	H17.3.29								
鹿児島県	S48.3.30								
沖縄県	S50.7.9								

有害物質の種類	アルキル水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペング	チウラム
許容限度	検出されないこと	1リットルにつき 0.003mg	1リットルにつき 0.3mg	1リットルにつき 0.1mg	1リットルにつき 0.2mg	1リットルにつき 0.02mg	1リットルにつき 0.04mg	1リットルにつき 0.2mg	1リットルにつき 0.4mg	1リットルにつき 3mg	1リットルにつき 0.06mg	1リットルにつき 0.02mg	1リットルにつき 0.06mg
北海道	0.0005												
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県		検出されないこと	0.03	0.01	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	0.3	0.006	0.002	0.006
茨城県													
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県	検出されないこと	検出されないこと											
東京都	検出されないこと	検出されないこと ～0.003	0.03～0.3	0.01～0.1	0.02～0.2	0.002～ 0.02	0.004～ 0.04	0.02～0.2	0.04～0.4	1～3	0.006～ 0.06	0.002～ 0.02	0.006～ 0.06
神奈川県	検出されないこと	0.003	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04	0.2	0.4	3	0.06	0.02	0.06
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府	0.0005	検出されないこと	0.03	0.01	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.002	0.006
兵庫県													
奈良県		検出されないこと											
和歌山县													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県	0.0005	0.0005	0.03	0.01	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	0.3	0.006	0.002	0.006
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

有害物質の種類	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふつ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	備考
許容限度	1リットルにつき 0.03mg	1リットルにつき 0.2mg	1リットルにつき 0.1mg	1リットルにつきセレン 0.1mg	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10mg	海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230mg	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふつ素8mg	海域に排出されるもの1リットルにつきふつ素15mg
北海道						3(一部の特定事業場)		海域及び業種指定
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								業種指定
山形県						15		
福島県	0.003	0.02	0.01	0.01	1	23	0.8	1.5
							10	
							8~10	
							8~10	
							8	
							10	10
							10	
茨城県							8	
							8	
							0.8	
栃木県								
群馬県								
埼玉県							5	
千葉県								10
東京都	0.003~0.03	0.002~0.02	0.01~0.1	0.01~0.1	1~10	0.8~8		
	0.03	0.02	0.1	0.1	10	230	8	15
神奈川県							0.8	
							0.8	
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県						1~5		
長野県								
岐阜県								
静岡県						8		
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府	0.003	0.02	0.01	0.01	1	0.8		10
							10	
兵庫県						3		
						(一部の特定事業場)		
奈良県								
和歌山县								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県	0.003	0.02	0.01					
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								